

甲賀市省エネ家電製品購入補助に関するQ & A

作成：令和5年6月1日  
 改定：令和5年6月5日  
 改定：令和5年6月12日  
 改定：令和5年6月21日  
 改定：令和5年7月20日  
 改定：令和5年12月15日

NO	質 問	回 答
1	申請受付期限までに予算に達する場合のお知らせはあるか。	途中経過も含め、ホームページに掲載します。
2	予算に達する場合、どのように受付を締め切るのか。	予算に達することが想定される日の前日頃に判断する予定です。 LoGoフォームは送信時間で、郵送は当日の消印で判断します。
3	滞納していない市税の種類は。	申請者の市県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税です。
4	集合住宅での買い替えは問題ないか。	申請いただくことは可能ですが、要綱第11条「財産の管理及び処分」を遵守ください。
5	1世帯1台限りとあるが、世帯分離している場合はどうか。	原則、別世帯と判断します。
6	自宅兼事務所のような場合はどうか。	同じ建物でも居宅部分に設置の場合が対象となります。 事務所や店舗に使用している部屋は対象外です。
7	交付申請より前に購入したが申請できるのか。	令和5年4月1日以降に購入のものであれば、領収書等の添付により申請していただくことが可能です。
8	交付申請書の添付には、見積書や領収書ではなく、注文書でもよいのか。	費用、種類、日付、販売店等の必要事項の記載があれば、注文書や納品書であっても見積書と同様とみなします。
9	リースは対象になるか。	新品のエアコンの買替が対象です。リースやレンタルは対象外です。
10	買替前のエアコンの機種に制限はあるのか。	買替前の機種の性能等は問いません。
11	家電量販店や大手スーパー等での購入は対象になるか。	甲賀市に所在する店舗であれば対象になります。
12	インターネットでの購入は対象になるか。	対象外です。
13	対象経費と対象外経費はどのようなものがあるか。	個別判断による場合もありますが、概ね次のとおりです。 対象 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 買い替える室内機</li> <li>・ 買い替える室外機</li> <li>・ 買い替える接続パイプ、カバー</li> <li>・ 上記の設置にかかる工事費</li> <li>・ 前のエアコンの撤去工事費</li> <li>・ 上記の接続にかかる電気工事費、運搬費</li> </ul> 対象外 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費税</li> <li>・ 家電リサイクル料</li> <li>・ 別のエアコンにかかる費用</li> </ul>
14	他の補助金と併用できるのか。	基本的には併用可能ですが、併用することにより補助等で得られる金額の合計が自己負担額を超えることは認められません。 他の補助金等の制度で併用が禁止されている場合がありますので、ご注意ください。 なお、甲賀市カーボンニュートラル推進リフォーム事業補助との併用はできません。
15	75歳以上とあるがいつ時点の年齢か。	申請時点です。
16	住民税非課税世帯はいつの所得で判断するのか。	令和5年度（令和4年所得分）の住民税です。
17	住民税非課税世帯だが、最近、甲賀市民になったので、非課税証明書が出せないが。	原則、令和5年1月1日に住民登録がある市町村で課税（非課税）処理をしていますので、該当の市町村にお問い合わせいただき、非課税証明書を取得し提出をお願いします。

甲賀市省エネ家電製品購入補助に関するQ & A

作成：令和5年6月1日  
 改定：令和5年6月5日  
 改定：令和5年6月12日  
 改定：令和5年6月21日  
 改定：令和5年7月20日  
 改定：令和5年12月15日

NO	質 問	回 答
18	提出書類は地域市民センターに持参してもよいのか。	地域市民センターでは受付しておりません。LoGoフォームによる電子申請、または郵送でお願いします。 なお、予算に達し受付を中止する際、郵送の場合は消印で受付日を判断します。
19	工事はいつまでに完了しなければならないのか。	購入・設置工事・支払など全てが完了し、令和6年3月31日までに実績報告をしていただく必要があります。検討期間が長くなることで、材料費の変動による金額変更など様々な不安要素がありますので、販売店等とも相談のうえ早めの実施をお願いします。 期限超過の場合は、交付の取消を行うこととなります。
20	交付申請から交付決定まではどれくらいの期間がかかるのか。お知らせが届くのか。	通常は、受付から3週間～1か月程度で交付決定通知書を発送する予定です。 ただし、申請が一時期に集中した場合は遅れる可能性があります。 また、書類の内容等が確認できない場合は、審査に時間がかかる場合があります。
21	申請書類の記入誤りの訂正方法は。	訂正箇所にて二重線を引いてください。修正液や修正テープは使用しないでください。
22	設置後の補助金請求はどうするのか。	交付決定通知書に、実績報告と補助金請求の流れを同封します。 LoGoフォームまたは郵送で実績報告をしていただきます。 添付資料として、領収書(写)、保証書(写)、設置状況写真(室外機・室内機・機種等情報)、家電リサイクル券(写)、振込先口座情報等が必要となります。
23	実績報告書に添付する写真で注意することは。	主な点は、次のとおりです。写真例をご覧ください。 ①設置状況(室内機) エアコンの機種が識別できる、機器全体が写っているプライバシー空間に配慮しながらも部屋の一部が確認できるものが望ましい ②設置状況(室外機) 機種が識別できる、機器全体(配管含む)が写っている ③設置機器の型番 型番の文字が識別できる
24	ローン、クレジットカードや電子決済での支払いは対象になるか。	対象になりますが、領収書が必要です。
25	商品券を使用した場合は、差し引きするのか。値引きはどうか。	領収書に記載の額(支払額)をもとに計算します。 クーポン等の利用により本体価格に値引きがあった場合は、値引き後の額が対象です。 複数台購入し、一括値引きがなされた場合は、値引き額をそれぞれにかかる額の割合で計算し、必要経費からマイナスすることとなります。 (例) 必要経費計算 エアコンA本体150,000円+工事23,000円 エアコンB本体100,000円+工事23,000円 +消費税29,600円-値引き33,000円=292,600円 ⇒A(173,000) : B(123,000) = 58 : 42 対象製品A 173,000 - (30,000 × 0.58) = 155,600円
26	領収書を紛失した場合はどうなるか。	書類不備のため受理できません。 販売店等に再発行をお願いするなどの対応を各自でお願いします。

甲賀市省エネ家電製品購入補助に関するQ & A

作成：令和5年6月1日  
 改定：令和5年6月5日  
 改定：令和5年6月12日  
 改定：令和5年6月21日  
 改定：令和5年7月20日  
 改定：令和5年12月15日

NO	質 問	回 答
27	実績報告で、交付申請の内容と変更になる場合は。	速やかに環境未来都市推進室にご連絡ください。原則は取消となり、交付申請を再度していただくこととなります。ただし、軽微な変更の場合は、実績報告書での変更記載や理由書の提出で済む場合もあります。いずれにしても、変更の可能性が生じた場合には、早めの相談をお願いします。
28	請求書の押印は、シャチハタ等のスタンプ型の印鑑でもよいか。	鮮明に押印されていれば問題ありません。
29	どういう場合に、設置確認の現地調査がされるのか。	写真等だけでは十分に確認ができない場合、国等の指摘がある場合や想定される場合、さらに対象を任意抽出して現地確認する可能性があります。
30	今回エアコンを設置するが、既設のものは冷風機だが、対象になるか。	エアコンの買い替えでないため、対象外です。
31	同時にサーキュレーターを購入したが、経費に含まれるか。	別の家電製品ですので、対象外です。
32	旧基準（目標年度2010）のエアコンは対象となるのか。	目標年度2027（新基準）で星2以上のものが対象です。必ず新基準で星2以上あることをご確認ください。 確認：省エネ型家電情報サイト ( <a href="https://seihinjyoho.go.jp">https://seihinjyoho.go.jp</a> )
33	以前にエアコンを取り外していて、後から設置したが、買い替えになるか。	基本的には取り外しと同時に取り付けられたものが対象です。令和5年3月31日以前に取り外してある場合は対象外です。
34	親の分と合わせて2台購入した場合は、どちらも対象になるか。	一世帯につき1台限りです。また、自ら居住する自宅に対し、自らが買い替えをした場合に対象とするものから、原則、申請者・報告者、見積書・領収書・保証書・家電リサイクル券等のあて名、口座名義は同一になります。
35	交付申請をしたが、交付決定前に設置してもよいか。	交付決定前に購入・設置していただいても差支えありませんが、下記の場合など必ずしも交付されるものではないことにご留意ください。申請内容に不備がある場合は交付できません。また、予算額に達した場合には受付を終了します。
36	家電リサイクル券を紛失した（もっていない）が、どうすればよいか。	実績報告に必ず必要な資料になります。添付がない場合、補助は認められません。エアコンの取り換え時に工事店などから「排出者控」を受け取られているはずですので、工事店などにお問い合わせください。

担当：甲賀市 環境未来都市推進室（TEL:0748-69-2156）